

豪雨で被災された皆さまへ

8月6日の豪雨により2名の方が亡くなられるなど、市内各所で大きな被害が発生しました。亡くなられた方にお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての皆さまにお見舞い申し上げます。

市では、関係機関と連携を取りながら、救援支援活動を行っております。お困りになっていることがありましたら、下記窓口へお気軽にご相談ください。

復旧に向けて全力を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

岩国市長 福田 良彦

市では被災された皆さまにさまざまな支援の相談窓口をご案内しています。被害の内容が対象となるかはそれぞれのケースによりますので、各機関にお問い合わせください。

支援制度など	内 容	問い合わせ
災害総合相談窓口	総合相談窓口を設置し、災害にあわれた人からのさまざまな問い合わせや相談などを受け付けています。	社会課☎295209
り災届出証明書などの発行	被災した場合の「り災届出証明書」の発行は、危機管理課（市役所2階）、総合支所、支所、出張所で行っています。 ・申請に必要なもの ①被災状況のわかる写真または業者の修繕見積書など ②印鑑（認印） ※り災証明書の発行は、危機管理課のみ	危機管理課☎295119
災害見舞金の支給	市内に居住する市民で、住家（借家・アパートなども含む）が災害により全壊、半壊、床上浸水などの被害にあわれた人に対して、災害見舞金を支給できる場合があります。 また県でも全壊、半壊などの被害を受けられた人に対して、災害見舞金を支給できる場合があります。	社会課管理班☎295070
浸水家屋の消毒	大雨の影響により浸水した家屋の消毒作業を行っています。不在などの理由で消毒を受けていない人で、消毒を希望される人は連絡してください。	環境保全課管理班☎295100
市営住宅への入居相談	《対象》災害により住宅が被害を受け、居住が困難と認められる人 ※市が発行するり災証明書などが必要です。	建築住宅課市営住宅班☎295139
水産・漁業関係相談	被災水産・漁業従事者の相談を受け付けます。	水産振興課☎295118
農業関係相談	被災農業従事者の相談を受け付けます。	農林振興課☎295113 山口県岩国農林事務所企画振興室☎291561
健康相談	眠れない、気分が沈む、食欲がない、不安でイライラする、体調がすぐれないなど、心や体の健康に関する相談を受け付けます。	岩国市保健センター☎243751
市税の減免など	家屋などに著しい被害を受けられた人は、固定資産税・個人住民税の減免を受けられる場合があります。	課税課家屋償却資産班☎295056 課税課市民税班☎295054
	家屋などに著しい被害を受けられた人は、固定資産税・個人住民税の納税の猶予などを受けられる場合があります。	収税課収納班☎295060
県税の減免など	納税の猶予、納期限の延長、税の減免などの措置を受けられる場合があります。	山口県岩国県税事務所☎291500
国税（所得税）の減免など	申告、納付などの期限延長、納税の猶予、所得税の軽減または免除、源泉所得税の徴収猶予または還付などの措置を受けられる場合があります。	岩国税務署☎220111

支援制度など	内 容	問い合わせ
保険料（国保・介護・後期）などの減免など	居住用の家屋などに著しい被害を受けられた人は、被害の状況や収入の状況などによって、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料が徴収猶予または減額、免除などの措置を受けられる場合があります。 また災害などにより一時的に国民健康保険一部負担金の支払いが困難になった場合は、徴収猶予または減額、免除などの措置を受けられる場合があります。	保険年金課賦課班 ☎295084 保険年金課給付班 ☎295083
国民年金保険料の免除	家屋などに著しい被害を受けられた人は、被害の状況などによって国民年金保険料が免除される場合があります。	保険年金課国民年金班 ☎295086
水道使用水量の減免	被害を受けられた人を対象に使用水量の一部を免除します。 《対象》被害を受け、市が作成する罹災者台帳に登録されている家屋 《内容》1期分の使用水量から10 m ³ 分を差し引いた水量で水道料金を算定します。 ※8月6日以降の検針分から随時処理をします。	水道局給水課☎221198
下水道使用料の減免	被害を受けられた人の下水道使用料について、減免の措置を受けられる場合があります。	下水道課業務班☎295144
電話料金の免除など	被災および避難された人の電話料金について、免除などの措置を受けられる場合があります。	N T T 西日本 局番なしの「116」
山口県・市町中小企業勤労者小口資金貸付制度	《対象》次の要件を全て満たす中小企業勤労者 ア 県内に居住し、同一事業所に1年以上勤続している人 イ 市町税を完納している人 ウ 資金の使途が明確な人 エ 返済能力のある人 《限度額》災害資金 100万円（年1.8%：保証料別途）	中国労働金庫☎27335 ＊貸し付けにあたっては、中国労働金庫の審査があります。
山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度	《対象》次の要件を全て満たす人 ア 県内に居住している人 イ 離職時の事業所に1年以上勤続していた人 ウ 離職を余儀なくされた勤労者で離職後1年以内の人 エ 借入申込時に、現に離職しており、ハローワークで求職活動を行っている人 オ 市町税を完納している人 カ 返済能力のある人 《限度額》災害資金 100万円（年1.0%：保証料別途）	
住宅金融支援機構融資（災害復興住宅融資制度）	《内容》 住宅金融支援機構が、住宅の被害を受けられた人に対して、長期低金利の融資を実施します。 《限度額》 建設、購入、補修などにより異なりますので、詳細は問い合わせてください。	住宅金融支援機構お客様 コールセンター ☎0120-086-353 または ☎048-615-0420 山口県住宅課民間住宅支援班☎083-933-3883 建築住宅課住宅政策班 ☎295138
共済給付金	《対象》山口県勤労福祉共済会（ハートピア共済）に加入している人で、住宅（事業所は含まない）の被害額が10万円を超える場合および床上浸水の被害があった場合	（一社）山口県勤労福祉共済会☎083-933-3223
保育園保育料・放課後児童保育料の減免	住宅に被害を受けられた人に対して、被害の程度により保育園・放課後児童教室の保育料減免が受けられる場合があります。	こども支援課保育班☎295077、こども支援課児童班☎295075
児童手当・児童扶養手当	災害による被害を受けられた人は、認定請求期間の特例措置が受けられる場合があります。また児童扶養手当の所得制限の規定を適用しない場合があります。	こども支援課児童班 ☎295075
図書館の図書などの返却	《対象》災害により図書館で借りていた図書・DVD・CDが、汚損・破損・流失などで返却が困難な人 《内容》図書・DVD・CDの返却が免除される場合があります。	中央図書館整理奉仕班 ☎310046